

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

上記代理人

[Redacted]

上記審査請求人が、平成24年1月10日付けで提起した姫路市福祉事務所長の生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

姫路市福祉事務所長が平成23年11月29日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下処分を取り消す。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、姫路市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成23年11月29日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しの裁決を求めるといふものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由について、請求人は次のとおり主張しているものと解されます。

請求人は平成23年10月27日に生活保護申請を行ったが、記憶喪失の状態であり、住所、氏名、本籍地等の請求者自身に関する事実についてほとんど思

い出せず、戸籍上のものなのかもはっきりしない「[REDACTED]」という氏名や、[REDACTED]で生まれたというおぼろげな記憶により申し立てたところ、処分庁は、請求人が同市に居住する同名の者を名乗って申請を行ったと判断し、そのうえで、生活実態が不明であること、日本国籍を有しているか、永住権を持つ外国人であるかなどの保護の要件を確認できないこと、暴力団に登録がある可能性を否定できないこと、資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の確認を行い得ないため、能力活用の面から保護の要件を欠くといったことを理由に、平成23年11月29日付けで申請を却下した。

しかし、請求人は同市に実在する同名の者として申請を行い、虚偽の申し立てを行ったわけではない。また、請求人の生活実態は明確である。処分庁は日本国籍を有しているか、永住権を持つ外国人であるかが確認できない、暴力団員の可能性もあるとするが、記憶喪失で過去のことがわからない者に対してこのようなことを求めることは理不尽である。また、資産能力等の利用しうる資源の確認ができないとするが、活用しうる資産等はなく、ないことは証明できない。生活保護法が定める保護の要件は満たしており、保護を要する状態であることは明らかである。

こうしたことから、本件処分は違法・不当であるため、取消しを求める。



第3 当庁の認定した事実及び判断

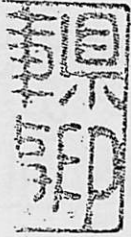
1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1) 平成23年10月27日、処分庁は請求人から生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請書を受理したこと。なお、申請書の申請者住所欄には記載がないこと。

(2) ケース記録によれば、「最近の暮らし（申請原因前後3か月程度の収入・支出等の状況）」として、「10月20日頃から[REDACTED]公園で寝泊りしていたが、それ以前のことはどこかの公園にいたということぐらいしか思い出せない。申請日である10月27日に[REDACTED]公園で[REDACTED]（原文ママ）に食べ物を恵んでもらい、そのまま[REDACTED]を紹介され相談、申請に至る。現在[REDACTED]に滞在中。本人いわく記憶喪失に近い状態で、思い出せることはほとんどないとのこと。」と記載されていること。

(3) ケース記録によれば、「資産（資産の認定に関すること）」として、
「電気器具、寝具、調度品、衣類：必要最低限度の衣類
現金、預貯金、生命保険、土地、建物、その他
・現 金：17円

- ・預貯金：0円（行中0行回答あり）
 - ・生命保険：（行中0行回答あり）
 - ・その他：なし
- と記載されていること。



- (4) ケース記録によれば、「決定に関すること」として、「申請が虚偽のものであり生活実態不明のため、申請日である平成23年10月27日付で生活保護申請を却下したい。」と記載されていること。
- (5) ケース記録によれば、「却下の経緯」として、「申請当初から、主（XXXXXXXXXX）の記憶は定かではない。自身の生年月日すら曖昧であり、名前にどのような漢字が使用されているか思い出せないという。本籍地はXXXXXXXXXXで、父はXXXXXXである、とのことであった。調査は難航したが、■父 XXXXXX の■であることが判明した。（主）の記憶が定かでない部分を補うため、扶養調査を兼ねて■電話した。■在宅しているから本人に替わるとのことであった。■電話に出た男性に、■あるかどうかを確認するとそのとおりであるとのこと。声は申請面談時のものと明らかに違っていた。姫路市で生活保護を申請したかどうかを確認するが、全く身に覚えが無いとのこと。（中略）以上の調査結果により、今回の申請は他人の氏名を名乗って行ったものと判断せざるを得ない。従って、主（XXXXXXXXXX）の生活実態は不明である。そのため、日本国籍を有しているか、または永住権を持つ外国人であるかなど保護の要件について確認を行うことができない。また、暴力団に登録がある（残っている）可能性も否定できない。加えて資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の確認を行えないため、能力活用の面からも保護の要件を欠くと言わざるを得ない。よって主（XXXXXXXXXX）からの生活保護申請を却下する。」と記載されていること。
- (6) ケース記録等において、請求人が急迫した状況にあるかどうかを検討した旨の記載がないこと。
- (7) 同月29日、処分庁は本件処分を決定し、同日付けで請求人に通知した。なお、同通知書によれば、「却下の理由」として、「生活実態不明による。」と記載されていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

- (1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものであり、同条第2項に

よれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」、同条第3項によれば、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」とされています。

(2) 法第7条によれば、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」とされており、また、法25条第1項によれば、「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」とされています。

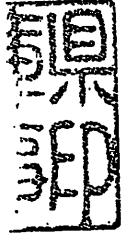
(3) 「生活保護法の解釈と運用（小山進次郎著）」によれば、法第7条中の「急迫した状況にあるときは」の解釈として、「生存が危くされるか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合。」とされており、また、法第25条中の「保護を開始しなければならない。」の解釈として、「保護を決定して直ちに実施すべきであって、申請による保護の開始の場合の如く決定通知書の作成送達の手続きは必要でない。何となれば保護の申請がなく、且つ、急迫した状況にあるので、保護としての具体的、実質的効果の実現が第一義的であるからである。」とされています。

(4) また、法第28条第1項によれば、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされています。

(5) 当庁の認定した事実(4)及び(5)のとおり、処分庁は請求人が申立てた内容から、請求人が[REDACTED]に実在する者を名乗って虚偽の申請を行ったものであると判断していますが、請求人は当庁の認定した事実(2)及び(5)のとおり、記憶喪失に近い状態で記憶は定かではないとして、申請内容が事実ではない可能性を申請時点で処分庁に対して申し立てています。このため、申請内容に疑義があることのみをもって、請求人が処分庁に対して虚偽の申し立てを行ったとは認められません。

(6) また、請求人が記憶喪失であるかどうかについて、処分庁は弁明書に





において、「審査請求人の主張する記憶喪失については真偽が定かではない。」、「審査請求人が記憶喪失であるかどうかは不明であるが、たとえ記憶喪失であったとしてもその症状は多様であり、申告する全てが誤りだとは言えない。」と主張していますが、そうした疑義があれば、処分庁は（４）により医師の検診を受けるべき旨を請求者に命じる等の調査を行う必要があるところ、そうした手続きを行った事実は認められず、この点において処分庁の主張は不当なものであると言わざるを得ません。

（７）さらに、（１）、（２）及び（３）のとおり、法は、要保護者が生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫しているといった、急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも職権によって、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件とすることなく保護を行うよう定めています。本件においては、当庁の認定した事実（２）及び（５）により、請求人が記憶喪失により記憶が曖昧であることを訴えていることから、処分庁は申請内容の真偽についての調査のみならず、請求人が急迫した状況におかれているかを検討する必要があります。しかし、当庁の認定した事実（６）のとおり、処分庁は請求人が急迫した状況にあるかどうかについて、所要の検討を行わずに本件処分を行っており、処分庁の判断には重大な瑕疵があることが認められます。

以上のことから、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第40条第2項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成24年6月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

